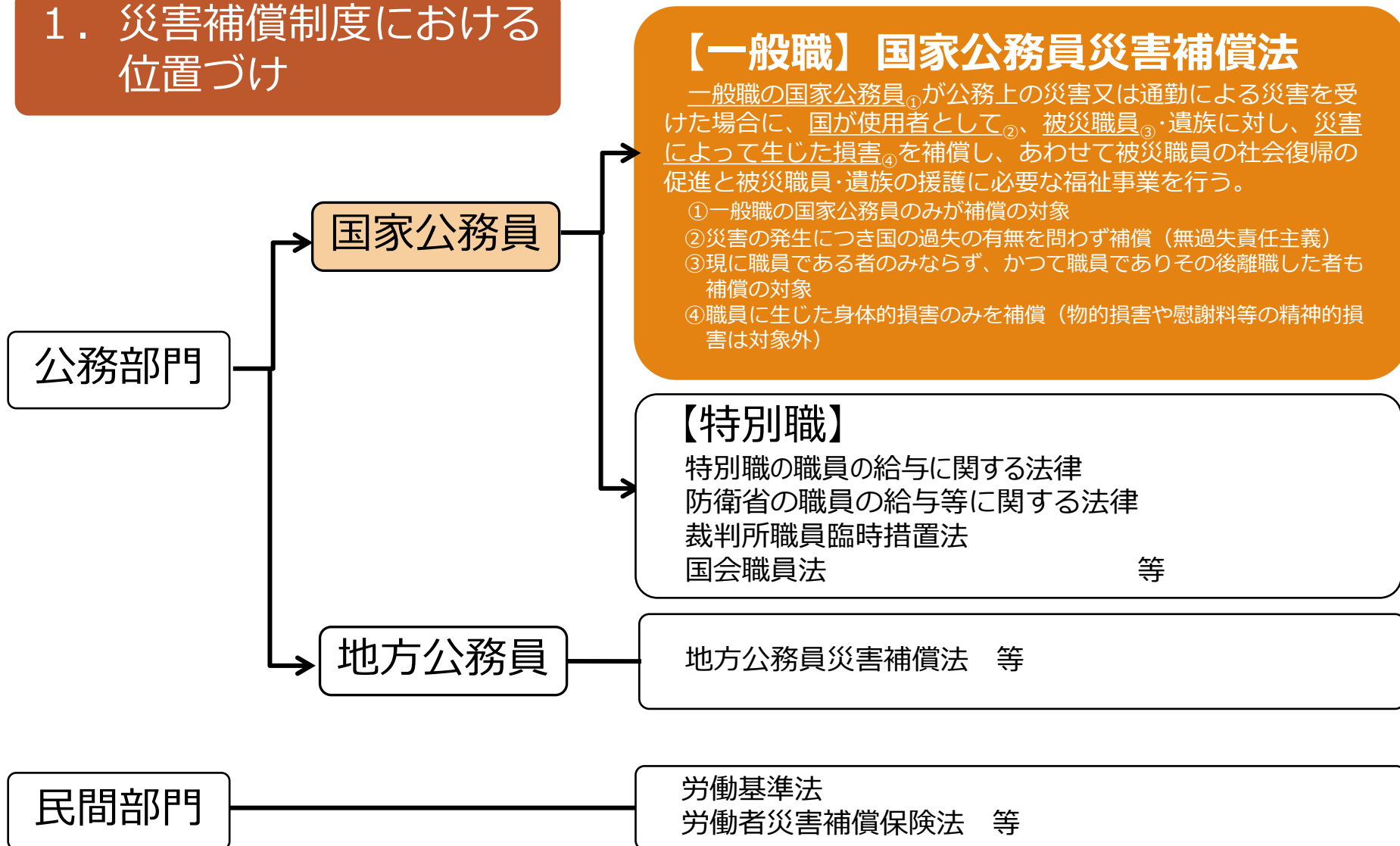


国家公務員災害補償制度の概要

1. 災害補償制度における位置づけ



国家公務員災害補償制度の概要

2. 法体系

	補 償	福祉事業
法 律	国家公務員法(昭22法120) § 93~95 [別紙1] 国家公務員災害補償法(昭26法191) [別紙2]	
人事院規則	規則16-0(職員の災害補償) [別紙3] 規則16-2(船員等の災害補償の特例)	規則16-3 (災害を受けた職員の福祉事業)
	規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	
総長通達	【運 用】 災害補償制度の運用について(昭48職厚-905) [別紙3] 【様 式】 人事院規則16-4の運用について(平14勤補-182)	
局長通達	【認 定】 特定疾病に係る災害の認定手続等について(平20職補-115) <u>精神疾患等の公務上災害の認定について(平20職補-114)</u> 心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について (令3職補-266) 腰痛に関する公務上の災害の認定について(昭52職補-34) 通勤による災害の認定について(昭48職厚-1029)	
	【等級決定】 傷病等級の決定等について(昭52職補-344) 障害等級の決定について(昭51職補-557)	

国家公務員災害補償制度の概要

3. 労働者災害補償保険制度との比較

	国家公務員災害補償制度	労働者災害補償保険制度
実施主体	補償及び福祉事業に関する権限については各府省等(実施機関)の長 ※人事院は実施に関する最終的責任を負うものとして、実施に必要な人事院規則の制定、実機機関の指導等を行う	保険給付の支給に関する事務については所轄労働基準監督署長
補償費用の財源	国費	事業主が負担する保険料等 (事業主は、原則として保険の加入が義務付けられる)
補償費用の経理	一般会計等	労働保険特別会計 労災勘定
他制度との関係	○労災補償の実施との均衡考慮義務(法§23) ○民間の福祉事業の実態考慮義務(法§22③)	—
【精神疾患等の認定】		
認定の基準	<u>精神疾患等の公務上災害の認定指針(平20職補-114)</u>	心理的負荷による精神障害の認定基準(令5基発0901第2号)
認定の手続き	職権探知主義	申請主義
認定の可否判断	各府省等が指針を参考に、要件該当性を確認し総合的に判断 (人事院への協議を要する) [別紙4:認定の流れ]	各労働基準監督署が基準に基づき、フローの順に要件該当性を確認し判断 [別紙4:認定フロー]

国家公務員災害補償制度の概要

4. 人事院及び各府省等の役割

	人事院(職員福祉局)	各府省等(実施機関)
主 体	職員福祉局補償課	実施機関：人事院が指定する府省・外局 (規則16-0別表第2) 補償事務主任者を置く組織区分： 人事院が指定する内部部局・地方機関等 (運用通達別表第2)
役 割	補償及び福祉事業の実施に関する最終的 責任を負う (逐条国家公務員法(第2次全訂版) P.855)	人事院の定める基準の下に直接補償及び福 祉事業を実施する (逐条国家公務員法(第2次全訂版) P.855)
権 限	○規則、通達の制定・改廃 ○補償及び福祉事業についての総合調整 (補償法 § 2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 右欄の認定・決定に係る実施機関からの協議受 <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての事案の協議受 ◆ 特定の事案のみ協議受 ○ 協議不要 ・ 実施機関に対する必要な指導・助言 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;"> 規則16-0 § 22 運用通達第2の2の(5)等 </div> 	[災害発生後] <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公務上の災害の認定 ◆ 通勤による災害の認定 [療養中] <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の実施(実施機関が指定する医療機関等における療養の実施) ● 傷病等級の決定 ○ 負傷又は疾病が治ったことの認定 [治療後] <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害等級の決定 ◆ 常時又は随時介護を要する状態の決定 [支給関係] <ul style="list-style-type: none"> ◆ 平均給与額の決定 ◆ 補償金額の決定 (規則16-0第 § 6)

国家公務員災害補償制度の概要

5. 災害発生から補償の実施までの流れ

補償：身体的損害の補填

福祉事業：付加的給付

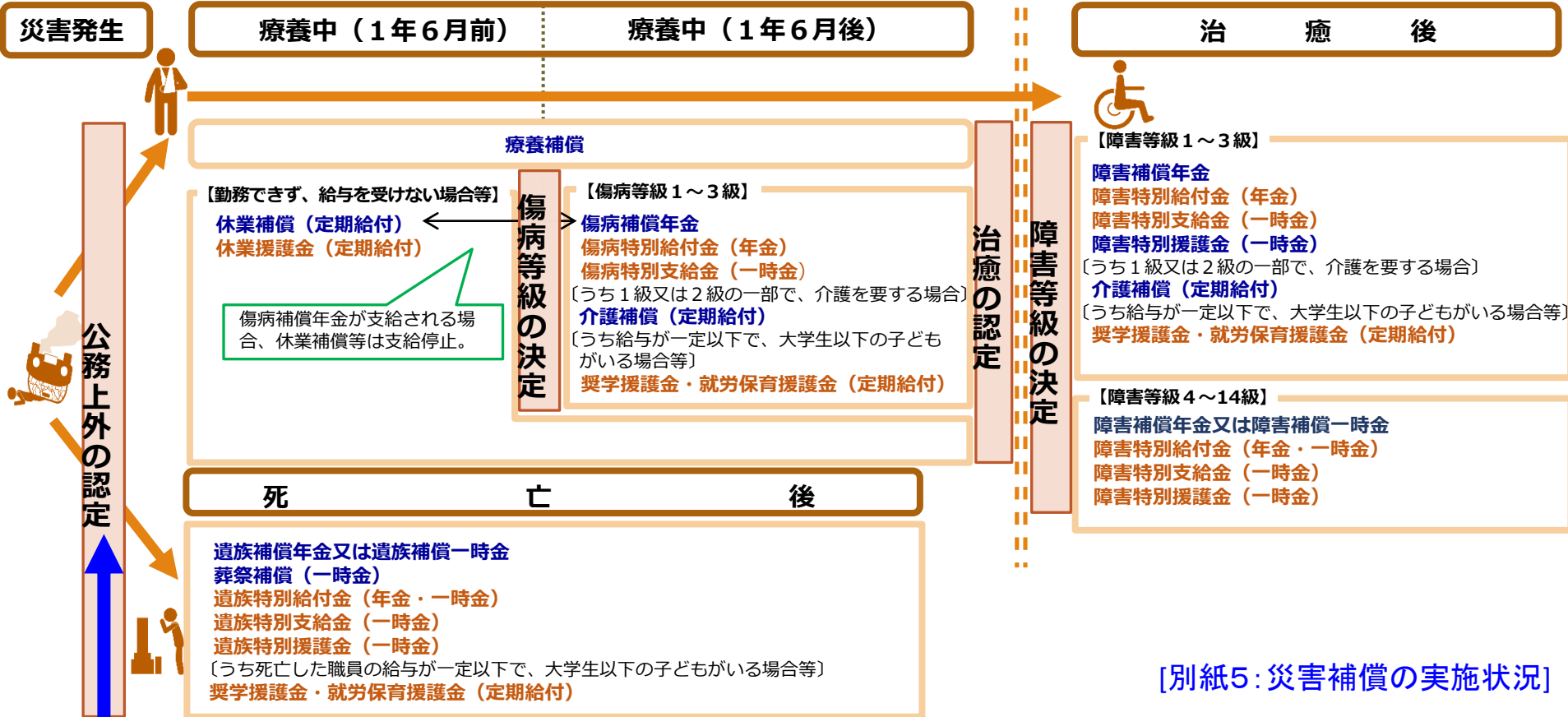
療養補償・介護補償の一部：実費を補填

その他：稼働能力に応じて逸失利益を補填

給付金：補償に反映されない特別給として給付

支給金：見舞金（精神的損害の補填）として給付

援護金：生活の援護のための給付



[別紙5: 災害補償の実施状況]

※「精神疾患等の公務上災害の認定指針」を参考に、要件該当性を確認し、総合的に判断

○ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（公務傷病に対する補償）

第 93 条 職員が公務に基き死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくはこれに起因して死亡した場合における、本人及びその直接扶養する者がこれによつて受ける損害に対し、これを補償する制度が樹立し実施せられなければならない。

2 前項の規定による補償制度は、法律によつてこれを定める。

（法律に規定すべき事項）

第 94 条 前条の補償制度には、左の事項が定められなければならない。

- 一 公務上の負傷又は疾病に起因した活動不能の期間における経済的困窮に対する職員の保護に関する事項
- 二 公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害せられた場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項
- 三 公務上の負傷又は疾病に起因する職員の死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項

（補償制度の立案及び実施の責務）

第 95 条 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

○ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）（抄）

（この法律の目的及び効力）

- 第1条 この法律は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員（未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）第17条第1項に規定する未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）を迅速かつ公正に行い、あわせて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下「被災職員」という。）の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 この法律の規定が国家公務員法の規定とてい触する場合には、国家公務員法の規定が優先する。

（人事院の権限）

- 第2条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。
- 一 この法律の完全な実施の責に任ずること。
 - 二 この法律の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
 - 三 次条の実施機関が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。

（実施機関）

- 第3条 人事院及び実施機関（人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）をいう。以下同じ。）は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。
- 2 前項の規定は、人事院にこの法律の実施に関する責任を免かれさせるものではない。
- 3 実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、規則及び計画に従つて補償の実施を行わなければならない。
- 4 実施機関が第1項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行つた場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(補償の種類)

第9条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 休業補償
- 三 傷病補償年金
- 四 障害補償
 - イ 障害補償年金
 - ロ 障害補償一時金
- 五 介護補償
- 六 遺族補償
 - イ 遺族補償年金
 - ロ 遺族補償一時金
- 七 葬祭補償

(福祉事業)

第22条 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努めなければならない。

- 一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業
- 2 人事院及び実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、前項第1号の補装具に関する事業として、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。
- 3 第1項に規定する福祉事業については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に関する給付その他の事業の実態を考慮してその実施を図るものとする。

(労働基準法等との関係)

第23条 この法律に定める補償の実施については、これに相当する労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法、船員法及び船員保険法(昭和14年法律第73号)による業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付の実施との間における均衡を失わないように十分考慮しなければならない。

○ 人事院規則 16—0（職員の災害補償）（抄）

（公務上の災害の範囲）

第 2 条 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第 1 に掲げる疾病とする。

別表第 1（第 2 条関係）

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

十 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

（実施機関の権限）

第 6 条 実施機関は、補償に関する次に掲げる権限を有する。

- 1 公務上の災害の認定
- 2 通勤による災害の認定
- 3 療養の実施
- 4 平均給与額の決定
- 5 傷病等級の決定
- 6 負傷又は疾病が治つたことの認定
- 7 障害等級の決定
- 8 常時又は随時介護を要する状態にあることの決定
- 9 補償金額の決定
- 10 前各号に掲げるもののほか、補償法又は同法に基づく規則に定める権限

（災害の認定）

第 22 条 実施機関は、第 20 条の規定による災害の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうか又は通勤によるものであるかどうかの認定を速やかに行わなければならない。この場合において、当該報告に係る疾病が人事院が定める疾病であると認められるときは、人事院が定める手続によらなければならない。

災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905人事院事務総長）（抄）

第2 公務上の災害の認定関係

2 公務上の疾病の認定

(4) 規則16—0第22条第1項の「人事院が定める疾病」は、次に掲げる公務上の疾病（(5)及び4において「特定疾病」という。）とする。

ア 負傷に起因する反射性交感神経性ジストロフィー及びカウザルギー（当該負傷と同時期に発症したものを除く。）

イ 腰痛（柔道、剣道その他の武道を習得させるための訓練又は転倒若しくは転落により発症したものと並びに交通事故への遭遇その他これに準ずると認められる肉体的負荷を与える事象に起因して発症したものを除く。）

ウ 石綿を吸入することにより発生する疾病

エ 心・血管疾患及び脳血管疾患（負傷に起因して発症したものを除く。）

オ 精神疾患（脳の損傷に起因して発症したものを除く。）

(5) 規則16—0第22条第1項の「人事院が定める手続」は、次に掲げる手続とする。

ア 実施機関は、規則16—0第20条の規定による災害の報告に係る疾病が特定疾病であると認められる場合は、速やかに当該報告の内容を人事院事務総局職員福祉局補償課長に報告するものとする。

イ 実施機関は、当該報告に係る公務上の疾病の認定のために必要な調査を行うものとする。この場合において、人事院事務総局職員福祉局長は、必要な助言及び指導を行うものとする。

ウ 実施機関は、当該報告に係る公務上の疾病の認定について人事院事務総局職員福祉局長に協議するものとする。

(6) (1)から(5)までの公務上の疾病の認定に関する細目は、人事院事務総局職員福祉局長が別に通知するところによる。

第3 通勤による災害の認定関係

4 通勤による災害の認定

(4) 規則16—0第22条第1項の「人事院が定める疾病」及び「人事院が定める手続」については、第2 公務上の災害の認定関係の2の(4)及び(5)に準ずるものとする。

(5) (1)から(4)までの通勤による負傷又は疾病の認定に関する細目は、人事院事務総局職員福祉局長が別に通知するところによる。

国公災の精神疾患の認定の流れ

精神疾患の発症

・ 人事院による指導・助言

① 業務による過重負荷の有無 (認定指針 1 (1))

【主な着眼点】

- 超過勤務等の実態
- 業務の質・量等
- 発症原因と考えられる出来事等
(所属の意見を含む)

(認定指針 1 (1))

精神疾患の発症前おおむね6か月の間に、医学経験則に照らし、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷を業務（一般的には業務上の諸事象が重責）により受けたことが認められること。

※ 認定指針別表「公務に関連する負荷の分析表」の「着眼する要素」等を参考に調査

② 個体的要因、私的な要因の有無 (認定指針 1 (2))

【主な着眼点】

- 既往歴
- 本人の性格
- 私生活の過重負荷

(認定指針 1 (2))

個体的な要因、私的な要因により発症したものと認められないこと。

※ 認定指針別添「精神疾患等の簡易認定調査票」等を参考に調査

③ 健康専門委員（精神科医師）の意見

【主な聴取内容】

- 疾病名
- 精神疾患の発症機序（発症の有無・時期、過重負荷等の要因など）
- 個体的要因と精神疾患発症との間の因果関係

人事院への協議

①～③を総合的に評価した上で、公務災害としての認定の可否を判断

精神障害の労災認定フローチャート

認定要件① 認定基準の対象となる精神障害を発病している
 （認定基準の対象となる精神障害により自殺※を図った場合を含む）



認定要件② 業務による心理的負荷の評価

1 特別な出来事に該当する出来事がある場合

2 特別な出来事に該当する出来事がない場合

- (1) 出来事の平均的な心理的負荷の強度の判定 : (I 、 II 、 III)
- (2) 出来事ごとの心理的負荷の総合評価 : (弱 、 中 、 強)
- (3) 出来事が複数ある場合の心理的負荷の全体を総合的に評価 : (弱 、 中 、 強)

弱

中

強

労災にはなりません

別表 1

別表 2

認定要件③-1
業務以外の心理的
負荷の評価

強度Ⅲに該当する出来事が
認められない

強度Ⅲに該当する出来事が
認められる

かつ

または

認定要件③-2
個体側要因の評価

顕著な個体側要因が無い

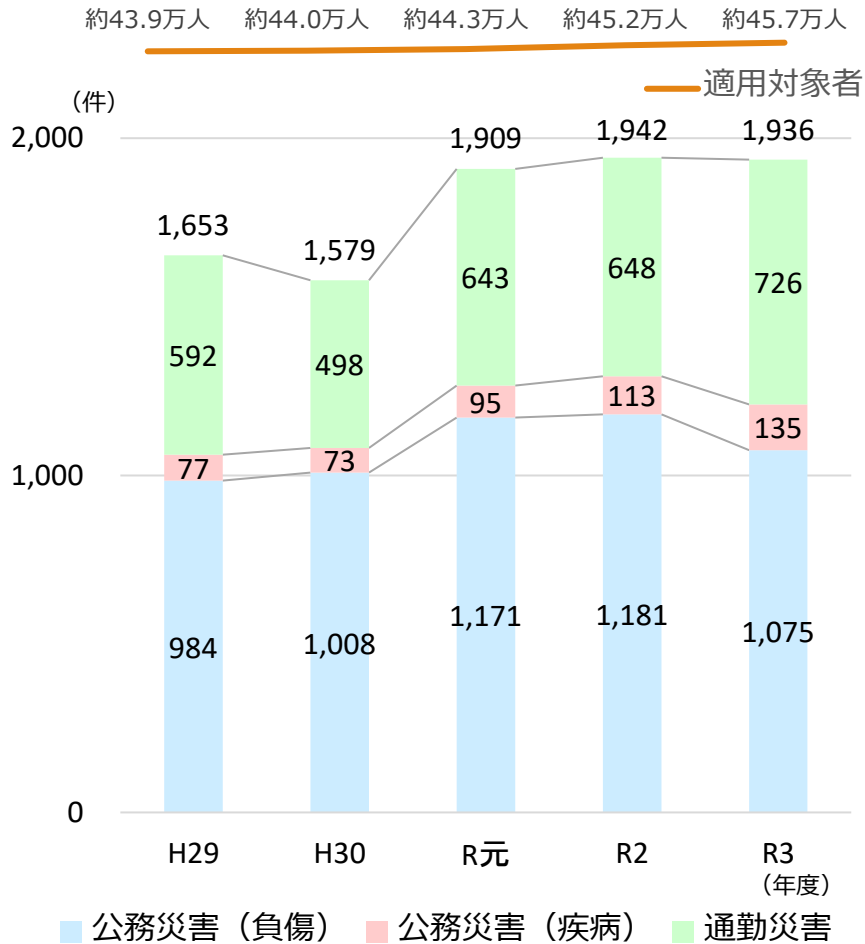
顕著な個体側要因がある

業務以外の心理的負荷や
個体側要因により
発病したのかを判断

労 災 認 定

労災にはなりません

(1) 災害認定状況



(2) 災害（精神疾患等）の認定状況

